神戸市立枝吉小学校「いじめ防止等のための基本方針」

はじめに

枝吉小学校は，教職員・保護者・地域が一体となって，いじめの問題に取り組むよう，「いじめ防止対策推進法」第１３条の規定に基づき，いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため，基本的な方針（以下「枝吉小学校基本方針」という。）を策定します。

令和８年４月改訂　神戸市立枝吉小学校

１．いじめの定義

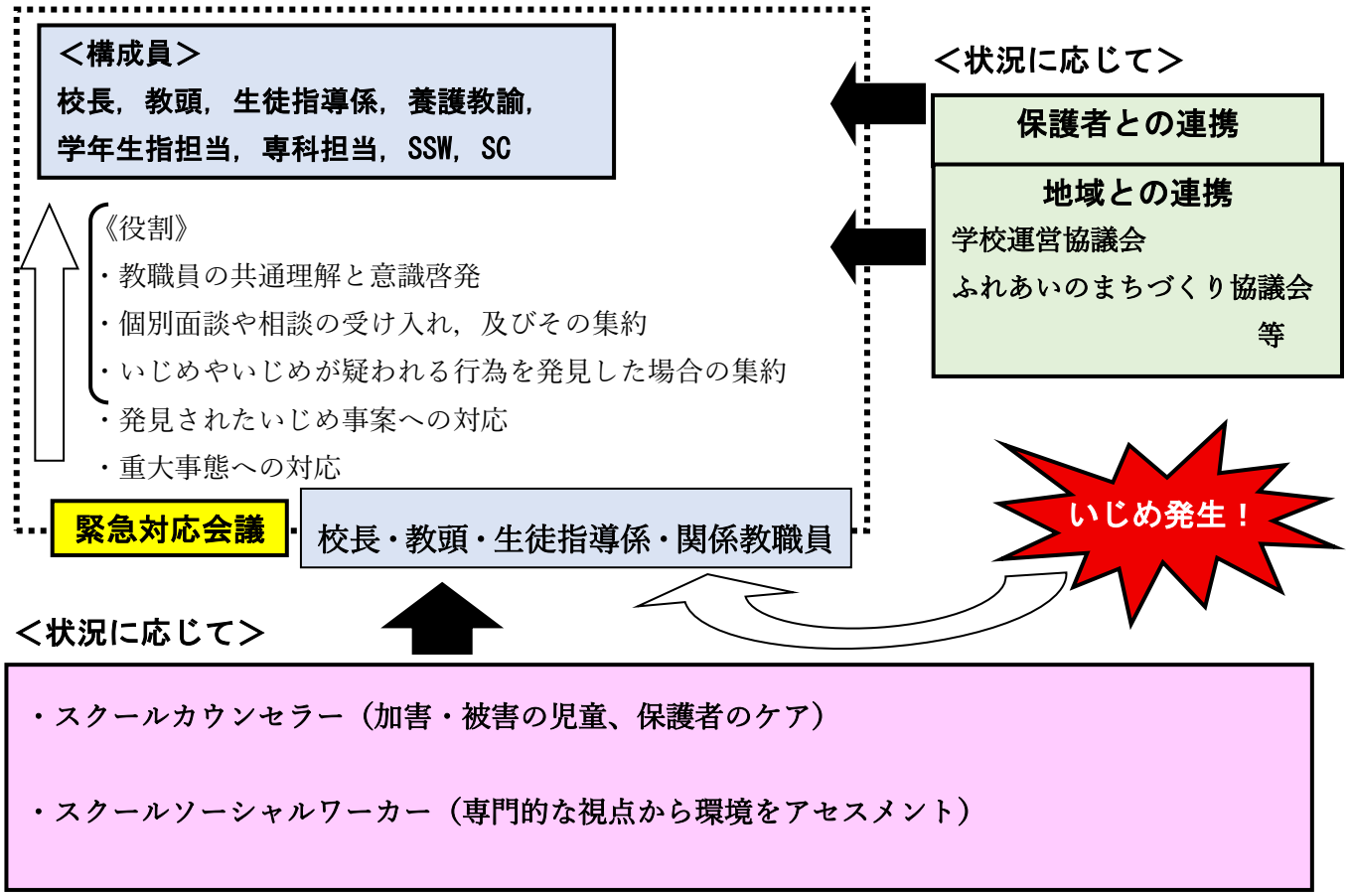
「いじめ」とは，当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う，心理的，又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通しておこなわれるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　（「いじめ防止対策推進法」平成 25 年より）

２．教職員の姿勢

・神戸市いじめ指導三原則「するを許さず，されるを責めず，第三者なし」を核とした指導を行う。
・児童一人一人が，自分の居場所を感じられるような学級経営に努め，児童との信頼関係づくりに努める。
・いじめの兆候を見逃さないように，教職員が積極的に情報交換を行う。
・いじめ問題は，管理職に報告し，組織的に対応する。
・保護者や地域の方々からの情報を生かす。

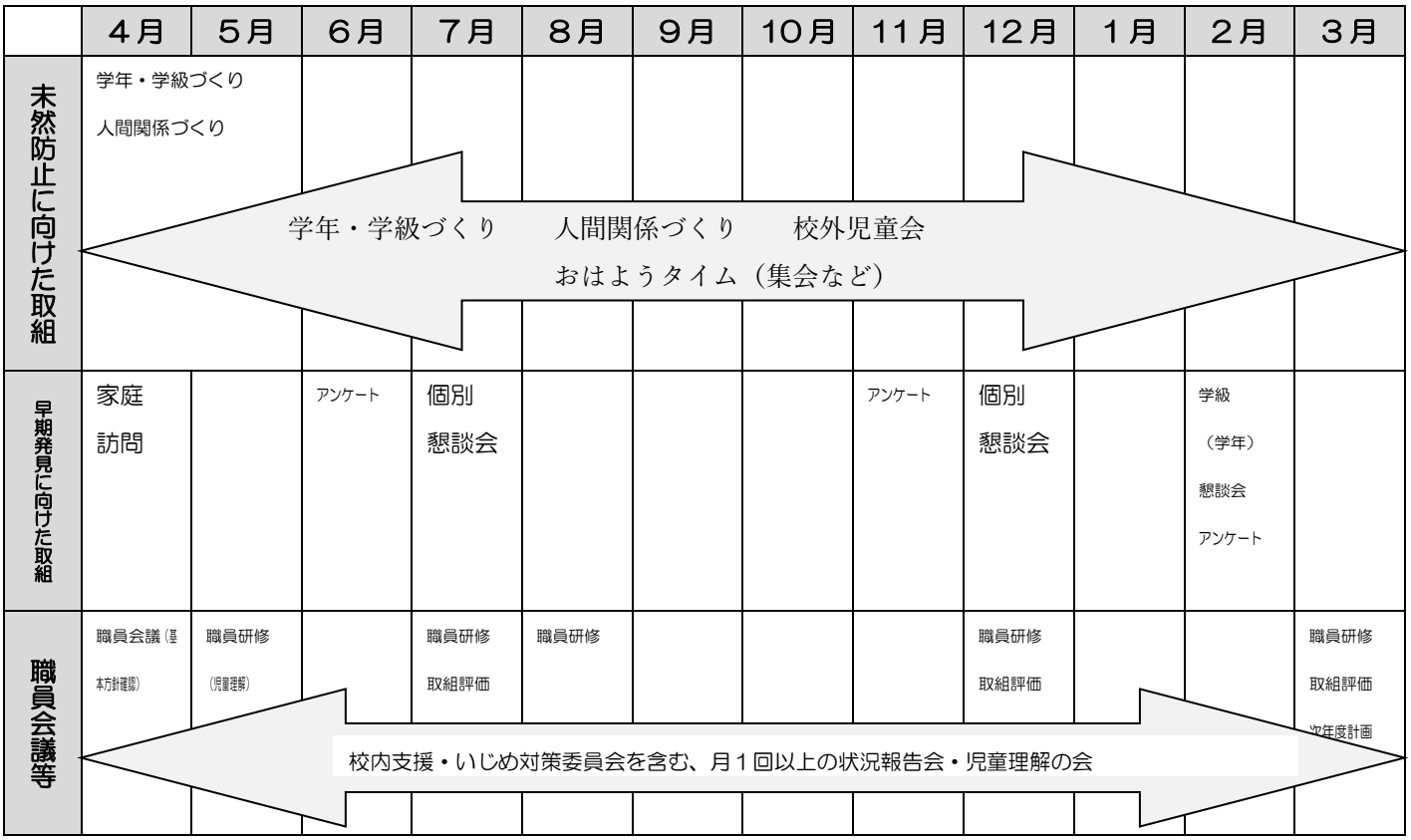
３．校内支援・いじめ対策委員会

校長・教頭・生徒指導係・学年生指担当・養護教諭・専科担当・ＳＳＷ・ＳＣ等の参加による校内支援・いじめ対策委員会を設置します。



４．いじめの未然防止・早期発見

いじめ問題においては，未然防止に取り組むことが最も重要であり，年間を通して予防的な取り組みを計画・実施します。



早期発見をすることが早期解決につながります。そのために，日頃からの児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

（１）信頼関係の構築

・日常の教育活動全体を通じ，児童が安心して心を開き，相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。その上で担任を中心とした深い信頼関係を築きます。

（２）児童理解

・平素から児童の交友関係など私生活の実態を把握し，一人一人の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意します。

・定期的にアンケートを実施し，いじめ早期発見に向けて積極的に取り組みます。

（３）指導体制の充実

・養護教諭やスクールカウンセラーと効果的に連携し，児童の悩みを受け止める機会を設定します。

（４）関係機関との連携

・明石少年サポートセンターや神戸市こども家庭センター，いじめ体罰ホットライン（２４時間電話相談）など，校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

５．いじめへの早期対応

（１）いじめの事実確認の把握

・関係児童双方，周囲の児童から個々に事情を聴き取り，関係教職員で情報を共有して，組織的に対応します。

いじめ情報のキャッチ

・「緊急対応会議」の招集
・「校内支援・いじめ対策委員会」の招集
・被害児童を徹底して守る。
・見守る体制の整備（登下校時・休み時間・掃除時間・放課

正確な実態把握 → 指導体制・方針決定 → 児童への指導・支援 / 保護者との連携 → 今後の対応

（２）いじめの指導

・いじめた児童には，自らの言動が相手を傷つけたことや，いじめられる側の気持ちに気付かせます。
・児童，保護者に対し適時，適切な方法で経過や今後の指導方針，相談体制等を伝えます。
・状況に応じて，教育委員会事務局，西警察署，少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたります。
・指導後も継続的に関係児童の支援を行います。

６．特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童もしくは，通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に配慮します。
また，いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため，個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり，特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めていきます。

７．インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

（１）未然防止

・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて，関係機関の協力も得て，情報モラル教育を実施するとともに，児童や保護者，地域への啓発に努めます。
・パソコンや携帯電話，スマートフォン等の通信機器の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼します。

（２）早期対応

・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は，書き込みや画像の削除等の対応を図るとともに，状況に応じて警察等の関係機関と連携して対応します。

８．重大事態への対処

（１）重大事態への対処

・重大事態が発生した場合は，直ちに教育委員会事務局に報告し，警察等の関係機関と連携して対応します。
・教育委員会事務局の指示のもと，組織を設け調査します。

（２）調査結果の報告

・事実関係を把握し，速やかに報告します。いじめを受けた児童やその保護者に対して，説明責任があることを踏まえ，調査により明らかになった事実関係について適時，適切な方法で説明します。

９．その他

本校は，校内支援・いじめ対策委員会によって，適宜枝吉小学校基本方針を見直し，必要があると認められるときに改訂します。